第十号に次のように加える。

6　農林水産物の競争力強化に必要なものであって、その生産・加工等に必要な資金

**○内閣府**
**財務省告示第五号**

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第三条第三項第二号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行令第三条第三項第二号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件（平成五年六月三十日総理府大蔵省告示第三号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第二号中「社団法人日本看護協会」を「公益社団法人日本看護協会」に改める。

第八号を次のように改める。

八　一般社団法人日本海員掖済会（明治三十一年十月二十日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）

**○内閣府**
**財務省告示第六号**

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号6を次のように改める。

6　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金

(1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金

ア　観光拠点施設関連事業
イ　地域資源活用型観光関連事業
ウ　宿泊関連事業
エ　交通関連事業
オ　旅行サービス関連事業
カ　情報通信関連事業
キ　飲食・小売事業

(2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金

第一号7中「沖振法」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「沖振法」という。）」に改める。

**○内閣府**
**財務省告示第七号**

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第一号8中「海外展開を行う者」の下に「又は海外展開事業の再編を行う者」を、「事業の開始」の下に「、海外展開事業の再編」を加える。

第二号に次のように加える。

8　国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者が必要とする次に掲げる資金

(1)　沖縄の歴史・自然・文化等の観光資源を活用した各種ツーリズムの推進、多様な滞在ニーズへの対応又は安全・安心・快適な旅行環境の整備を目的とした、次に掲げる事業に必要な資金

ア　観光拠点施設関連事業
イ　地域資源活用型観光関連事業
ウ　宿泊関連事業
エ　交通関連事業
オ　旅行サービス関連事業
カ　情報通信関連事業
キ　飲食・小売事業

(2)　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定に基づく認定を受けた区域計画において特定事業として位置付けられた事業に必要な資金

**○総務省告示第百六十二号**

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十一項の規定に基づき、平成二十七年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十七年四月十日

総務大臣　山本　早苗

総括的事項

第一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第５条の３第11項に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　平成27年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成27年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

1　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第２条第１項第１号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第２項若しくは地財令第21条第２項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第１項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては９月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。